

注 記 表

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

社会医療法人 同愛会

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

当法人は、令和 7 年 3 月期決算において 2 期連続経常損失となり、また、純資産の部の金額が 62,001 千円となった結果、一部の金融機関と締結している借入契約について財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当法人では、当該状況を解消すべく次の施策を行うこととしております。

(1)収益改善策について

法人運営のマネジメントシステムとして、バランスト・スコアカードによる経営管理を継続していきます。財務の視点に加え、業務プロセスや顧客（患者満足）の視点から課題を抽出し、目標数値、アクションプランを設定し改善を図っていきます。各取組みに対して目標数値とアクションプランを設定し、定期的な運用評価（モニタリング）を実施していきます。

具体的な施策については以下のとおりです。

1. 博愛病院：経営改善ワーキンググループ活動による収益向上および経費削減
救急医療体制の維持強化による救急患者の増加
2. 老健やわらぎ：「超強化型老健」の維持による収益強化
3. こどもクリニック：医療依存度の高いまたは社会的要支援患者の着実な受入
4. ふくよねクリニック：地域のかかりつけ医機能の充実による患者数増加
5. グループホーム博愛：スタッフ拡充による利用者数増加
6. 法人全体：省エネ対策チームによる経費削減対策の実行

(2)財務制限条項について

財務制限条項に抵触した長期借入金については、期限の利益喪失の請求を猶予していただくよう協議しております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であるため、現時点においては継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産・・・最終仕入原価法による原価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2)賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。また、退職給付会計基準の採用により生じる適用時差異 651,754 千円については、令和 2 年度から毎年度均等に組み入れしています。

(4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労金規定に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する金額を計上しております。

(5)返還免除引当金

将来の看護学生奨学金の返還免除による損失に備えるため、免除見込額を計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式を採用しております。

6 重要な補助金に関する事項

該当なし。

7 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

運営費補助金については、事業収益に計上し、固定資産の取得に係る補助金については事業外収益に計上しております。

8 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし。

9 誤謬の訂正に関する事項

該当なし。

10 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし。

11 担保に供されている資産に関する事項

(1)担保に供している資産

建 物	2,094,514 千円
土 地	<u>567,126 千円</u>
計	2,661,640 千円

(2)担保に係る債務

短期借入金	600,000 千円
長期借入金	<u>2,125,124 千円</u>
計	2,725,124 千円

1 2 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし。

(2) 個人である関係事業者

該当なし。

1 3 重要な偶発債務に関する事項

該当なし。

1 4 重要な後発事象に関する事項

該当なし。

1 5 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,007,973 千円

(2) 退職給付会計に係る適用時差異

処理年数 15 年

未処理残高 434,001 千円